

被災者台帳作成システム導入等業務委託に係る説明書

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 被災者台帳作成システム導入等業務委託
- (2) 業 務 内 容 被災者台帳作成システム導入等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- (4) 履 行 場 所 指定場所
- (5) 予 算 額 4,361,000 円（消費税相当額を含む。）
- (6) 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- ア 長崎市契約規則(昭和 39 年長崎市規則第 26 号)第 2 条第 1 項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- イ 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「コンピュータシステム設計・開発」のいずれかの業種で登録がある者であること。
- ウ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成 7 年 11 月 7 日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成 24 年長崎市告示第 85 号)の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成 16 年長崎市告示第 305 号)及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱(平成 24 年長崎市告示第 829 号)の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- オ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- カ 本案件に参加しようとする者のうちに資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- キ 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

(7) 業務実施上の条件

本システムは、以下のシステム要件を必須とする。

- ア システム構成は LGWAN—ASP サービスを活用したクラウド型システム（SaaS 型）とする。
- イ 認証資格条件として、環境や品質管理、情報セキュリティ確保に向けた認証であるプライバシーマーク、ISO9001、ISO27001、ISO14001、ISO/IEC27017（クラウドセキュリティ認証）のいずれかを取得したサービスであること。
- ウ 政府が求めるセキュリティ要求を定めた「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program：通称 ISMAP）」に登録されているクラウドサービスを利用していること。ISMAP クラウドサービスリスト内の登録番号を提示すること。

エ 使用するクラウドサービスはデータ保全のため、バックアップ機能も備えるが、最低でも24時間前までのデータを保持すること。

オ データセンターは日本国内に限定し、本システムに利用するリソースとサービスの全てが、冗長化されていること。

カ クラウド環境の稼働監視は24時間365日実施すること。

キ ① 管理者権限・・・少なくとも1人を設定できること。

② 利用者権限・・・可能な限り多くの人数を設定できること（最大登録可能数を提案すること）。

③ 災害発生時及び通常業務時の想定ユーザ数が明確であること。

※ 長崎市職員数 約3,200人

ク 提案書と同時に提出を求める機能要件確認書の必須項目に対応不可がないこと。

(8) 成 果 品

ア 成果品の種類及び提出部数並びに提出期限

文字サイズは全て10ポイント以上とし、データにより提出すること。

なお、報告書等の様式の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	書類名	提出期限
1	完了報告書	令和8年3月31日（火）
2	設計書	
3	各種操作説明書	
4	発注者より指示のあったもの	
5	業務実施計画書	契約締結後10日以内

(9) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、公開することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

（ア）提案資格を満たさないこととなった場合

（イ）参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

ケ 決定した内容について、後日、発注者と協議を行い、追加・修正が必要と判断される場合には、それに対応すること。その場合に発生する費用については、当業務予算の範囲内で行うものとする。

コ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維

持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後も知り得た情報を一切漏洩してはならない。

サ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面（提出意思確認書（第 5 号様式）または任意様式）に社印を押印のうえ、5(3)の場所に 3(4)と同様の方法で届け出なければならない。

シ 事業提案に際し本市庁舎内の見学を希望する場合は、参加表明書を提出する際にその旨担当課まで電子メール等で連絡すること。

2 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和 7 年 9 月 2 日(火)
説明書その他資料配布期間	令和 7 年 9 月 2 日(火)から 令和 7 年 10 月 15 日(水)午後 5 時 30 分まで
説明書等に対する質問提出期間	令和 7 年 9 月 2 日(火)から 令和 7 年 9 月 16 日(火)午後 5 時 30 分まで
参加表明書の提出期限	令和 7 年 9 月 12 日(金)午後 5 時 30 分まで
参加資格確認通知書及び 参加要請書の通知予定日	参加表明書の受付後、令和 7 年 9 月 16 日(火)
質問に対する回答期限	令和 7 年 9 月 19 日(金)までに回答する。 ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方が良いと思われるものは適宜回答する。
提案書提出期限	令和 7 年 10 月 16 日(木)午後 5 時 30 分まで
ヒアリング実施予定日	令和 7 年 10 月 17 日(金)
決定・非決定通知予定日	令和 7 年 10 月 20 日(月)
見積書提出予定期限	令和 7 年 10 月 22 日(水) ※特定者に対して防災危機管理室から連絡する。
契約締結予定日	令和 7 年 10 月 27 日(月)

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類

- ・公募型プロポーザル参加表明書（第 1 号様式）
- ・担当者連絡先（様式ア）
- ・1-（7）-イの資格を有することを確認できる登録証又は認定書の写し
- ・1-（7）-ウの登録状況を確認することができる書類

(2) 提出期限

令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 5 時 30 分必着（提出期限内に下記提出場所に到達していること。）

(3) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(7階)
長崎市防災危機管理室(電話：095-822-0480)

(4) 提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他の宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)による。

電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

通知予定日 令和7年9月16日(火)までに通知

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書(様式シ)に記載の上、電子メール又はFAXにより下記(3)に送信すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和7年9月16日(火)午後5時30分まで【必着】

(3) 質問書送付先及び連絡先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(7階)

長崎市防災危機管理室

電話：095-822-0480

E-mail: bousai@city.nagasaki.lg.jp FAX：095-820-0108

(4) 質問に対する回答

令和7年9月19日(金)午後5時30分までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式ス)により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方が良いと思われるものについては適宜回答する。

6 提出書類

(1) 提案書の提出

下記表のとおり提案書を紙及びデータにて提出すること

文書 番号	書類名	備考	作成要領
1	提案書	第4号様式	様式のとおり
2	組織調書	様式イ	様式のとおり
3	業務等実績調書	様式ウ	①自治体における被災者台帳作成システムと同種のシステムの導入及び被災自治体でのシステムを活用した実績について記載すること。 ※令和2年1月から令和6年12月までに履行が完了したものを記載する。
			② ①の記入内容を証明する書類（契約書及び仕様書等の写し、業務が完了したことが分かる書類など）を添付すること。
4	配置予定者調書	様式エ	担当者ごとに作成すること。 履行実績に記載する業務内容が確認できる書類（仕様書等の写しなど）を添付すること。
5	参考見積書	様式オまたは任意様式	初期費用（導入費用等）と運用・保守費用（令和8年度から5年間）を分けて記載すること。また、人件費、物件費、その他経費ごとに明細を記載すること。
6	業務実施体制	様式カ	被災者台帳作成システム導入及び運用・保守業務に係る実施体制を記載すること。
7	予定技術者の経歴等	様式キ	様式のとおり
8	予定技術者の過去における同種業務実績	様式ク	特に被災自治体でシステムを活用した支援実績があるメンバーの配置があれば記載すること。
9	業務等の実施方針	様式ケまたは任意様式	被災者台帳作成システム導入等業務仕様書の目的に基づき、市民サービスの向上、業務の迅速化及び効率化等被災者台帳作成システム導入等業務の実施方針について記載すること。
10	業務等の実施手法	様式コまたは任意様式	① サポート体制 ② 業務実施スケジュール、フロー、手順 ③ システム機能（主要な機能を災害対応の迅速化、業務効率化の具体的効果を含め説明すること） ④ セキュリティ対策 ⑤ アカウント・ID ⑥ システムの操作性（可能な限り実際に操作する画面を表示して説明すること） ①～⑥の内容を説明の中に含めること。

11	機能要件確認書	別紙	提案書と併せて提出すること。
12	その他（提出要請書に対する意見、代替案等）	様式サ	提出要請書に対する意見、仕様書などに示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。 (記載様式は A4 版 1 枚以内とする)

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積書（様式オ）を提出すること。

ただし、その取扱いは、契約金額積算の際の参考及び受託候補者特定のための基準（別添「評価基準」に記載）の一部として用いることとする。

なお、見積書には、以下のとおり記載すること。

ア 件 名：被災者台帳作成システム導入等業務委託

イ 見積日：提出日

ウ 宛 名：長崎市長 鈴木 史朗

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格 A4 判とし、文字サイズは全て 10 ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合は A3 判も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出部数

提出書類一式をセットにしたものを 2 部（うち 1 部は会社名あり、1 部は会社名なし）とし、提案書（第 4 号様式）については、裏面を白紙とする。なお、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。また、データについては社名ありのデータ及びなしのデータをそれぞれ提出すること。

(5) 提出期限

令和 7 年 10 月 16 日（木）午後 5 時 30 分（提出期限内に下記の提出場所に到達していること。）

(6) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号（7 階）

長崎市防災危機管理室（電話：095-822-0480）

(7) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

7 ヒアリング

(1) ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためにヒアリングを行う。

(2) 実施予定日

令和 7 年 10 月 17 日（金）（詳細については別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。）

(3) 持ち時間

説明 40 分以内及び質疑応答 20 分程度、説明と質疑応答で 60 分以内とする。(提案者数に応じて時間を短縮する可能性がある。)

(4) 出席者

5 人以内（リモート参加者を含む。）とする。

(5) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは長崎市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

※気象状況等によりテレビ会議方式などでヒアリングを行う場合がある。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定する。

受託者として決定した者に対しては決定通知書（第 6 号様式）により、受託者として決定しなかった者に対しては非決定通知書（第 7 号様式）により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和 7 年 10 月 20 日（月）

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添「評価基準書」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号（長崎市役所 7 階）

長崎市防災危機管理室（担当 原田）

電話：095-822-0480、FAX：095-820-0108

E-mail: bousai@city.nagasaki.lg.jp